

福井県循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業 【心臓リハビリテーション指導士】補助金交付要領

(通則)

第1条 福井県循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業【心臓リハビリテーション指導士】については、予算の範囲内において交付するものとし、福井県補助金等交付規則(昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。)および地域医療課所管補助金等交付要綱(昭和46年4月1日)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この事業は、医療機関等が循環器病リハビリテーションに対応する人材の資質向上のため、多職種による心臓リハビリテーション指導士の資格取得を促進し、リハビリテーション体制の充実による患者の再発予防、健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(事業主体)

第3条 この補助金の事業主体は、当該職員の心臓リハビリテーション指導士の資格取得のため、特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会(以下、「学会」という。)が実施する認定試験の受験、または翌年度の認定試験受験のために心臓リハビリテーション研修(以下、「受験資格認定研修」)の受講に係る費用を負担する医療機関等とする。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、前条の事業主体が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費(受講料、審査料、講習・研修に要する図書費、受験・研修に要する旅費等)を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は次により算定するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1)別表に定める対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ないほうの額を選定する。
- (2)(1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1)事業内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2)事業を中止し、または廃止(一部の中止または廃止を含む。)する場合には、知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3)事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日(事業の中止または廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4)事業を行う者が(1)から(3)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。
- (5)補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書を交付決定の翌年度8月末までに知事に提出しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(または一支社、一支所等)であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部(または本社、本所等)で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基

づき報告を行うこと。

また、報告があつた当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

(6) 事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、申請書に關係書類を添えて、福井県知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告書は、報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(第6条の(2)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに福井県知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 福井県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その越える部分について返還することを命ずるものとする

(その他)

第10条 特別の事情により、第5条、第7条、第9条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ福井県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

1 この要綱は、令和6年3月28日から施行し、令和6年4月1日以降に実施される認定試験の受験または受験資格認定研修の受講から適用する。

別表

福井県循環器病リハビリテーション人材資格取得支援事業

【心臓リハビリテーション指導士】

対象経費	基準額	補助率
医療機関等が負担する受験または受験資格認定研修受講に係る経費	受講者1名につき100,000円	1/2以内